



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

151	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
152	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
153	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
154	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	2
155	保安林予定森林	(").....	2
156	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3
157	"	(").....	3

告 示

和歌山県告示第151号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年3月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成26年1月27日

2 名称

特定非営利活動法人鳥獣害阻止する会

3 代表者の氏名

古川明良

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市菌24番地1

5 定款に記載された目的

この法人は鳥獣害に苦しんでおられる、和歌山県民に対して鳥獣による害。特に獣(猪・鹿・猿)による被害拡大を阻止する活動を行う。この目的の為、猟師となるハンター・狩猟家の育成を目指す活動をし、鳥獣害減少に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第152号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社サンデン工業	和歌山市園部641番地の9	サンデン	岩出市吉田242-15 植村テナント2号室	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 26.1.31

和歌山県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人心愛	東牟婁郡串本町古田611-4	心愛ケア	東牟婁郡串本町古田611-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.2.10

和歌山県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字千本榎19の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第155号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田市初島町浜字西ノ浜1769の3

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第156号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3233	紀の川市貴志川町長原字向原29番9の一部、31番1の一部、里道	和歌山市十一番丁10番地 jamビル 城善建設株式会社 代表取締役 依岡善明	平成 26.2.5	4.10	14.63
				4.10	3.52
				6.00	
				6.00	23.65
				5.00	21.17

和歌山県告示第157号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3246	有田市辻堂字中筋641番1の一部	有田市辻堂533番地4 有限会社保田住建 代表取締役 酒井雄亮	平成 26.2.5	5.20	35.00